

木更津市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

令和4年2月作成

福祉部介護保険課

介護保険事業者における事故報告書について

介護保険事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、下記の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められている。

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、木更津市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- (3) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

1 報告の対象とする事故の範囲

介護保険事業者は、次の(1)~(4)に該当する事故等が発生した場合、木更津市等へ報告をする。

項目	対象事例
(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故 ※ サービスの提供には、送迎・通院等の間の事故も含む。 また、居宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。	① 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故 ※ 事業者側の過失及び利用者の自己過失の有無は問わない。 ② ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合 ③ 病死や老衰を除いた死亡事故。 ※ 病死や老衰の場合であっても、事件性がある等、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告する。
(2) 食中毒及び感染症・結核等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故 ※ サービスの提供に関連して発生したと認められる場合
(3) 職員（従業員）の法令違反・不祥事等	利用者の処遇に影響があるもの (例) 利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故、利用者等の個人情報の紛失や漏洩など
(4) 災害、その他報告が必要と認められる事故	① 火災、自然災害等により、サービスの提供に支障を生じる場合 ② 利用者等の保有する財産を滅失させた等

2 報告の手順

<第1報>

原則として事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に、介護保険事業者は事故報告書を作成し、郵送または窓口持参で提出する。

※ 次の場合は、事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、事故報告書を提出する。

- ・死亡事故
- ・感染症の発生
- ・職員の不祥事
- ・その他の重大な事故

<経過報告及び最終報告>

事故処理が長期化する場合、適宜途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の事故報告書を提出する。

ただし、第1報の時点で事故処理が完了している場合は、「3 報告の様式」による「事故報告書」の「1 事故状況」から「8 再発防止策」までの内容を含めた事故報告書をもって最終報告とすることができる。

3 報告の様式

別紙様式「事故報告書」を用いる。

ただし、各事業者において既に作成された様式があるときは、必要な項目の記載があれば、それを用いても差し支えない。

4 報告先

木更津市への報告先は下記のとおりとする。

被保険者の属する保険者が木更津市以外である場合は、当該保険者にも併せて報告することとする。（提出方法等は各保険者の指示に従うこと。）

報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

報告先：〒292-8501 千葉県木更津市朝日3-10-19

木更津市役所 福祉部 介護保険課

TEL：0438-23-7178